

21世紀における日本と中国の企業法制の課題

大阪学院大学教授 田邊 光政

各セッションにおいては、たくさんの方々から報告があったので、一言コメントさせていただき
ます。その際、日本法に関しては、出席者の皆さんに直接にご判断をお願い、中国側の報告につい
て感想を述べさせていただきます。

華東政法学院の何勤華院長の基調報告「今日における中国法の課題と展望」については、1993年
以後、中国の経済体制が転換され、世界初の試みとして、社会主義市場経済が採用された。社会主
義といえば国家による計画経済であり、資本主義の市場経済とは反対の方向に向かうはずであるの
に、社会主義に市場経済をどのように融合するのか世界が注目しています。中国では、市場経済を
実行するための法整備が急速に行われましたが、西側諸国の会社法・金融法などの制度を、社会主
義を維持しつつ、かつ市場経済を始めて経験する中国社会にどのような形で取り入れるかについて、
大変なご苦労があったことのご報告がありまして、何院長は、「なお取り組むべき課題や解決すべ
き問題はあるものの、おおらかな観点に立てば、中国の法整備は目覚ましい発展を遂げたと誇りを感
じている」と評価されました。

第一セッション「企業会計制度」についてですが、小林量教授から、近時における日本の会計ビ
ッグバンに伴う国際会計基準に合わせるための改革、特に商法・証券取引法における連結決算ない
し連結財務諸表による開示について緻密な報告がありました。呉志攀先生は、複雑な中国の会計処
理の問題をスライドを使ってビジュアルに大変要領よく解説されました。素晴らしいプレゼンテ
ーションでした。会計基準を国家株を多く持つ国家や国有銀行である債権者にとって有利なように解
釈するというのが印象的でした。

第二セッション「企業金融と証券市場」については、中東正文助教授から、「日本の公開買付制
度の現状と課題」というテーマで、日本における現在の法規制の内容を検討された後、英米の法規
制を紹介され、特にイギリス法の立場は示唆に富むものがあることなどを説かれ、極めて大胆かつ
意欲的な改正提案が行われました。

中国証券監督管理委員会法律部の馮鶴年先生の報告は、中国では、いわゆる敵対的企業買収は事
実上不可能で、協議買収(友好的買収)に依らざるをえない状況について大変興味深いものでした。
発行済株式の50%以上が流通できる株式で構成されている会社はわずか64社にすぎず、上場会社の
92.5%は流通できない国家株ないし法人株の占める割合が50%以上ということで、これでは敵対

的買収は不可能です。

上場会社は市場で資金調達ができるため、中国の企業が上場を切望するのは当然ですが、政府が業績不振の会社を救おうとして上場を許すことがあります。そして、業績不振の会社の株式であるにもかかわらず投資家が競ってそのような会社の株式を市場で売買しているということです。長期的にみれば、このようなやり方は、証券市場で与える弊害は大きい、との馮先生の指摘は監督当局者の見解だけに重みがあります。

第三セッション「手形交換制度」については、今井克典助教授から、日本の手形交換所は証券類の交換決済という本来の役割に加えて、取引停止処分という制裁を通じて手形・小切手の信用維持という重要な役割を果たしていることについて正確な報告がありました。

趙威教授からは、中国の手形交換機構について、一日に2回も交換が行われていること、日本におけるのと同様に統一手形用紙などが使用され、交換業務が機械処理されている事実、インターネットを利用して合理的な決済が進んでいることなど、大変興味深い報告がありました。

中国では、銀行だけが約束手形を振り出すことができ、一般企業には許されていないこと、振出、裏書など手形行為には実際商取引の裏付けが必要とされていることなど中国手形法は独自の特徴を持っており、手形法の内容自体に日本では関心が高いことを付け加えておきましょう。

第四セッション「企業統治と取締役の責任」については、山田泰弘講師は、取締役の責任追及のモデルを比較法的に考察し、取締役に法が付与した裁量の範囲を逸脱または義務違反があった場合に会社のどの機関がその責任を追及するのが妥当かを検討し、我が国の株主代表訴訟には若干の改善点があるものの、「株主の原理的な権利の行使を抑制することなく、またその不当な利用を防止することにも成功した制度である」と評価しました。

顧教授の報告は非常に印象的でした。昨日の馮先生の報告にもあったように、中国のほとんどの上場会社は、国有企業からの組織変更であるという事情から、国家株が各会社の発行済株式の過半数を占めており、国家がいわばスーパー株主として会社を支配し、取締役や監査役の人事を決定しているために、会社機関の相互牽制機能が働いていない。経済体制を転換し、国有企業の所有権と経営権とを分離し、国は所有権を、企業自体が経営権を有する、との両権分離は、これによって企業の自主経営を確保し、政府の行政部門からの干渉を排除することを目標としたはずですが、しかし、企業を自主的な経営主体にしようとした目標は達成されておらず、上場会社はもとの国有企業と同じような枠組みを残して運営されています。

取締役会はスーパー株主である国家によって操縦され形骸化しています。監査役にも期待できません。監査役が取締役の行為の適法性や計算書類の正確性などを検討するには専門家である弁護士

や会計士に相談する必要がありますが、それに必要な費用の負担についての規定がないこと、また監査役の多くは共産党組織内の仕事に従事した者であって、法律や財務会計の専門的知識に欠けていて、監査の力量がないことが問題点として指摘されました。

中国の会社法によれば、取締役会が法令・定款に違反した決議を行いこれによって会社に損害を与えた場合には、決議に参加した取締役は損害賠償の責任がありますが、実務上、法令・定款違反による行為によって会社に損害をもたらしている事例は多発しているのに、取締役や監査役の責任を追及することはほとんどありません。これらの役員はスーパー株主によって派遣されており、スーパー株主にのみ忠実に奉仕しておれば会社に損害を与えても特別な保護を受けられます。

顧教授によれば、これらの問題は解決可能であるとされます。立法による株式保有率の調整や議決権の制限によりスーパー株主の支配権を抑制すること、株主代表訴訟制度を導入することなどです。

ところで、市場経済の主角ともいふべき「会社法」と「証券法」が制定され、中国が市場経済の実践を開始しました。社会主義ないし共産党一党支配というその政治的枠組みとをどう調和させるのか、我々は関心を持っていました。

馮先生の報告にあったように、上場弊があるにもかかわらず、政府が経営不振の会社の資金調達のために上場させてしまうという形で、また顧先生の報告にあったように、国家がスーパー株主として会社の完全な支配権をもち、役員を派遣してきて、派遣された役員はスーパー株主のみ忠誠を尽くし、この忠誠を尽くさずれば責任を追及される心配はないという事情は、社会主義市場経済の本質が発現してきたようにも見えます。

顧先生は、国家の各会社における持株率を調整したり、またはその議決権を制限する立法を行えばよく、また株主代表訴訟制度を導入すれば解決が可能であるといわれましたが、理論的にはまったく正しいですが、党や政府が果たして企業支配権を放棄し、または株主による取締役の責任追及の制度を本気で受け入れるのか、かりに株主代表訴訟制度が導入されて株主が取締役ひいてはその派遣主である政府の責任追及の訴訟を提起した場合に、裁判所が政府に責任を問う判決を出すことができるのか大変興味深く注目したいと思います。

何勤勤先生は、株主代表訴訟を認めるのは当然であり、少数株主が何らかの提訴権を持つべきであるという点で、中国法学者は共通の認識を持っているといわれましたが、法学者の意見が立法者を動かすか、期待をこめて注目したいと思います。

今回、中日企業法シンポジウムを開催し、中国の政策立案・運用の責任者である馮先生ならびに最先端の学問をしておられる大学の先生方から、中国法の実情と課題について直接に報告をい

ただいたことは大変に貴重な機会でした。今回報告を伺い、中国の会社法研究が第二段階に進んでいるとの印象を受けました。また、今回中国からの参加者が日本の最新の研究状況を知る機会となったことと確信します。その意味で、このシンポジウムは非常に有意義なものであったと考えます。